

報告第2号

和解及び損害賠償の額を定めることについての
専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月14日提出

富田林市長 吉村 善美

記

番号	専決処分 年 月 日	損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償の額 (過失割合)
1	令和8年 4月10日	大阪市在住者	令和8年3月8日15時20分頃、富田林市高辺台二丁目1番2号の金剛公民館図書館内の駐車場に、相手方車両が進入する際、歩道と駐車場の間に設置しているグレーチングが跳ね上がり車両底面に接触し、破損させたもの。	85,470 円 (10割)